

# 平成29年度文部科学省調達改善計画

平成29年3月31日  
文部科学省  
行政事業レビュー推進チーム

## 1. 調達改善の目的

「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定。以下「本部決定」という。）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ。以下「指針」という。）において作成することとされた調達改善計画を以下のとおり定める。

本調達改善計画は、文部科学省における調達の適正性、透明性の確保、効率性の向上等を目指し、調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施する体制を整備することにより、PDCAサイクルによる調達改善を実現することを目的とする。

## 2. 調達の現状分析

文部科学省（施設等機関、特別の機関及び外局を含む。）の平成27年度における契約実績は、契約件数3,555件、契約金額1,007億円（少額随意契約は除く。）であり、具体的には表1から表3のとおり。

（注1）平成27年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注3）各項目の下端のかっこ内の数字は平成26年度の実績である。

（注4）表2の「公募による随意契約」欄には、タクシー利用契約など複数者との契約を前提としているものは除外している。

表1 平成27年度文部科学省における調達の契約種別（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	472 (503)	13% (15%)	138 (167)	14% (13%)
	企画競争による 随意契約	2,589 (2,421)	73% (71%)	437 (604)	43% (47%)
	公募による 随意契約	71 (77)	2% (2%)	8 (14)	1% (1%)
	不落・不調に よる随意契約	6 (5)	0% (0%)	0 (1)	0% (0%)
	小計	3,138 (3,006)	88% (88%)	584 (785)	58% (61%)
競争性のない随意契約		417 (414)	12% (12%)	423 (501)	42% (39%)
合計		3,555 (3,420)	100% (100%)	1,007 (1,286)	100% (100%)

平成27年度の契約件数3,555件(1,007億円)のうち、競争性のある契約については、全体の約88%(金額ベースで約58%)を占めており、前年度とほぼ同率である。

表2 平成27年度文部科学省における調達に応札状況 (単位:件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	194 (197)	55 (63)	278 (306)	83 (104)	472 (503)	138 (167)
割合	41% (39%)	40% (38%)	59% (61%)	60% (62%)	100% (100%)	100% (100%)
企画競争による 随意契約	126 (138)	70 (123)	2,463 (2,283)	367 (481)	2,589 (2,421)	437 (604)
割合	5% (6%)	16% (20%)	95% (94%)	84% (80%)	100% (100%)	100% (100%)
公募による随意 契約	25 (31)	5 (11)	- (-)	- (-)	25 (31)	5 (11)
割合	100% (100%)	100% (100%)	- (-)	- (-)	100% (100%)	100% (100%)
合計	345 (366)	131 (197)	2,471 (2,589)	450 (585)	3,086 (2,955)	581 (782)
割合	11% (12%)	23% (25%)	89% (88%)	77% (75%)	100% (100%)	100% (100%)

一者応札・応募の割合は全体の11%(金額ベースで約23%)であるが、競争入札の一者応札の割合は41%と高く昨年度から改善されていない状況であることから、一者応札・応募の改善を図る取組を実施するものとする。

表3 平成27年度文部科学省における調達経費の内訳 (単位:件、億円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
汎用的な物品購入、役 務契約	474 (511)	13% (15%)	65 (80)	6% (6%)
教育、研究開発等の委 託契約	2,742 (2,615)	77% (76%)	543 (792)	54% (62%)
競争契約(総合評 価落札方式)	136 (126)	4% (4%)	101 (106)	10% (8%)
企画競争による随 意契約	2,561 (2,384)	72% (70%)	433 (599)	43% (47%)
その他	45 (105)	1% (3%)	9 (87)	1% (7%)
教科書購入契約	316 (265)	9% (8%)	394 (398)	39% (31%)
公共工事	23 (29)	1% (1%)	5 (15)	1% (1%)
合計	3,555 (3,420)	100% (100%)	1,007 (1,286)	100% (100%)

法律に基づく手続により契約の相手方、金額が特定される教科書購入契約を除き、契約金額が大きいため改善の効果が大きいと見込まれる、汎用的な物品購入、役務契約及び教育、研究開発等の委託契約を重点的に改善の取組を実施するものとする。

### 3. 取組内容

平成29年度の調達改善に関する取組内容は別紙1及び別紙2のとおりである。

### 4. 調達改善計画の推進体制

#### (1) 推進体制の整備

適切なガバナンスを発揮する観点から、文部科学省大臣官房長を総括責任者とする文部科学省の行政事業レビュー推進チーム（本計画において「チーム」という。）が本計画を決定し、取組の総括を行う。

また、本計画の実務の推進を調達改善ワーキングチーム（本計画において「ワーキングチーム」という。）が行う。

#### ○ 行政事業レビュー推進チームの構成は次のとおり。

統括責任者	大臣官房長
統括責任者（代理）	大臣官房サイバーセキュリティ・政策評価審議官
副統括責任者	大臣官房会計課長、大臣官房政策課長
メンバー	大臣官房人事課長
〃	大臣官房総務課長
〃	大臣官房国際課長
〃	大臣官房文教施設企画部施設企画課長
〃	生涯学習政策局政策課長
〃	初等中等教育局初等中等教育企画課長
〃	高等教育局高等教育企画課長
〃	科学技術・学術政策局政策課長
〃	研究振興局振興企画課長
〃	研究開発局開発企画課長
〃	スポーツ庁政策課長
〃	文化庁長官官房政策課長
〃	国立教育政策研究所研究企画開発部長
〃	科学技術・学術政策研究所総務研究官

#### ○ 調達改善ワーキングチームの構成は次のとおり。

大臣官房会計課副長、大臣官房会計課総務班主査、大臣官房会計課監査班主査、大臣官房会計課用度班主査、研究開発局開発企画課特別会計審査官、スポーツ庁政策課課長補佐、文化庁長官官房政策課会計室室長補佐、国立教育政策研究所会計課長、科学技術・学術政策研究所総務課長

## (2) 外部有識者の活用

随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、公共工事又は物品・役務等の区分に応じ、それぞれ外部有識者からなる入札監視委員会（弁護士2名、公認会計士1名、大学教授3名）又は物品・役務等契約監視委員会（弁護士1名、公認会計士1名、大学教授等3名）（本計画において「契約監視委員会等」という。）が原則として四半期毎に会合を開催し、事後検証を行う。

また、本計画の策定、及び5. に規定する自己評価の実施等の際には、契約監視委員会等の委員に意見を求める。

## (3) 内部監査の活用

随意契約の見直し及び一者応札の改善等の取組については、内部監査組織において事前検証を実施する。

また、省内内部部局及び外局等を対象とした実地検査による事後検証を実施し、その検証結果を会計監査報告書として取りまとめフィードバックするとともに、適宜フォローアップ調査を行うこと等により、指導・改善の徹底、並びに情報の共有化を図る。

なお、会計監査報告書の内容については、調達手続を含むその他のマニュアルとともに、省内掲示板に常時掲載することで、調達知識や能力の向上に資するものとする。

## (4) 調達の流れ

一般競争契約の事前審査・事後審査の契約手続きの流れの例を別紙3において図示する。

## 5. 進捗把握及び自己評価の実施

### (1) 実施時期等

ワーキングチームは、調達担当局課からの報告を受けて、半期毎（上半期：4月～9月、下半期：10月～3月）に本計画の進捗状況を取りまとめ、チームに報告する。

また、本計画の自己評価については、上半期終了後及び年度終了後に（2）に定めるところにより行う。

### (2) 自己評価の方法

- ① ワーキングチームは、上半期終了後においては概ね10月末までに、年度終了後においては概ね翌年度5月末までにそれぞれの期間における取組実績（目標の達成状況、調達の具体的な改善状況、契約監視委員会等による検証結果）について取りまとめる。
- ② ワーキングチームは、上記取組実績をもとに、見直しによる効果、成果の達成状況の観点から自己評価案を作成し、チームに報告する。
- ③ チームは、調達の改善状況を確認し、自己評価を決定するとともに、計画どおりに実施されていないと判断した取組については原因を把握し、関係局課に改善を指示する。

なお、自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、目標の達成状

況、実施において明らかになった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項等を盛り込む。

### (3) 自己評価結果の公表

本計画の取組状況の自己評価は、ホームページにおいて公表するものとする。

## 6. 人事評価への反映及び人材の育成

業績評価において、自身の担当する業務分野でコスト意識や業務改善に留意した目標を設定可能な場合は、業績目標の設定を行い、本計画に係る取組が人事評価に適切に反映されるよう取り組むこととする。

また、調達の専門人材を育成するため、調達手法等を含めた会計研修を実施するとともに、外部有識者等の知見を活用した研修等を実施し、調達に関する知識や能力の一層の向上に取り組むものとする。

なお、契約事務に関するマニュアル、チェックリスト等の更なる充実に取り組むことで、調達改善の取組の情報やノウハウ等を蓄積し、共有化を図ることで、職員の調達知識や能力の向上に資するものとする。

## 7. その他

### (1) 取組状況等の公表

本計画に関する取組状況等は、ホームページにおいて公表するものとする。

### (2) 計画の見直し

本計画については、本部決定及び指針の改定や進捗状況等を踏まえ、必要が生じた場合には、所要の見直しを行うものとする。

### (3) その他

本計画に定めるもののほか、計画の実施に関して必要な事項は、チームの統括責任者が別に定める。

## 重点的な取組、共通的な取組

平成29年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		1(1) 随意契約事前確認公募の実施	複数年度に亘り一者応札(応募)となっている調達案件のうち、契約監視委員会等による事後検証の結果、特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれるものについては、必要となる特殊な技術又は設備を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認するものとする。	平成27年度の1社応札(応募)の契約件数は、契約件数全体の11%を占めており、改善の余地があると考えられたため。	A+	H27	随意契約事前確認公募への移行が適切と認められる調達案件について、随意契約事前確認公募を実施する。	H30年3月まで
○		1(2) 随意契約事前確認公募実施案件の恒常的な公表	上記(1)により随意契約事前確認公募を実施することとした案件について、公募期間中以外でも新規参入希望者の発掘が可能となるよう、HPでの恒常的な公表を行う。	平成27年度の1社応札(応募)の契約件数は、契約件数全体の11%を占めており、改善の余地があると考えられたため。	A+	H29	新たに専用のHPを開設し、随意契約事前確認公募実施案件の公表を行う。	H29年10月まで
○		1(3) 価格交渉の実施	上記(1)により当該技術等を有している者がいないことを確認できた一部の調達案件及び著作権等により調達先が特定されている一部の調達案件を対象に、価格の見積根拠等の精査を通じて、調達案件に適切な仕様及び価格となるよう努め、調達コスト削減に努める。なお、価格交渉を実施した事例について省内内部部局及び外局等に対して情報共有を行うものとする。	複数年度に亘り一社応札(応募)となっている調達案件は競争性に欠けるため契約金額が高止まりしている可能性があり、改善の余地があると考えられるため。	A+	H27	随意契約事前確認公募に移行した調達案件や、調達先が特定されている調達案件のうち価格交渉の余地があると考えられるものについて価格交渉を実施し、事例について省内内部部局及び外局等に情報共有に努める。	H30年3月まで
○		1(4) 企画競争及び総合評価落札方式の適正な審査	企画競争及び総合評価落札方式の審査の際には、「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル等に基づき適正な審査を実施するとともに、契約を取り巻く状況に合わせ適宜マニュアルの見直しを行う。	平成27年度の企画競争及び総合評価落札方式の実施件数は件数全体の77%を占めており、その契約の審査にはより透明性等が求められると考えられるため。	A	H28	「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル等について、契約を取り巻く状況に合わせ必要に応じて見直しを行う。	H30年3月まで

平成29年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		1(5)教育、研究開発等の委託契約の見直し ① 事前審査の実施	<p>教育、研究開発等の委託契約のうち、文部科学省の施策目標毎の主要な事業(34事業)に含まれる委託契約について、引き続き審査委員会等により事前審査を行い、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保を図る。なお、審査内容については、契約監視委員会等に報告し、情報共有を図るものとする。</p> <p>(検証の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算執行の必要性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要不急の調達となっていないか。</li> <li>・ 事業の目的のために必要な調達であるか。</li> </ul> </li> <li>○ 予算執行の効率性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の方法での調達が考えられないか(競争性のない随意契約から一般競争契約等)。</li> <li>・ 予定価格の積算は、市場価格を適正に反映しているか。</li> </ul> </li> <li>○ 予算執行の公平性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様内容は適正か。正当な理由がなく競争参加資格の等級を限定したり、資格要件に調達案件と同等の調達実績を課していないか。</li> <li>・ 正当な理由がなく資格要件を特定の団体等に限定する等 unnecessary 要件を設けていないか。</li> <li>・ 公告、公募は適切な方法でなされているか。</li> </ul> </li> <li>○ 予算執行の透明性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札の前に内容審査、技術審査をする場合、明確な審査基準があるか。また企画競争の場合、企画提案書の明確な審査基準があるか。</li> <li>・ 競争性のない随意契約による場合は理由に妥当性があるか。</li> <li>・ 天下り先などが優位になっていないか。</li> </ul> </li> <li>○ 予算執行の競争性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書は、競争を事実上制限するような内容となっていないか。</li> <li>・ 公告、公募期間は十分な期間を確保できているか。</li> </ul> </li> </ul>	平成27年度の教育、研究開発等の委託契約の契約件数は契約件数全体の77%を占めており、その実施に当たってはより一層の透明性等が求められると考えられるため。	A+	-	教育、研究開発等の委託契約のうち、文部科学省の施策目標毎の主要な事業(34事業)に含まれる委託契約について、審査委員会等により事前審査を行い、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保を図る。なお、審査内容については、契約監視委員会等に報告し、情報共有を図る。	H30年3月まで
○		1(5)教育、研究開発等の委託契約の見直し ② 公募情報の発信強化	教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表し、ホームページ閲覧者の利便性に配慮するとともに、もって契約の公平性、透明性、競争性の向上に努める。	平成27年度の教育、研究開発等の委託契約の契約件数は契約件数全体の77%を占めており、その実施に当たってはより一層の透明性等が求められると考えられるため。	B	-	教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表し、ホームページ閲覧者の利便性に配慮するとともに、もって契約の公平性、透明性、競争性の向上に努める。	H30年3月まで

平成29年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		1(6)庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し	<p>庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し</p> <p>① 共同調達・一括調達、競り下げの実施</p> <p>会計検査院、金融庁との共同調達、施設等機関・特別の機関及び外局との一括調達並びに競り下げを、関係機関と競争性や経済性を高めるための仕様の見直し等を行いつつ、引き続き実施する。(※文部科学省では、調達需要のある全ての機関を対象として一括調達を実施済。)</p> <p>実施予定の対象は以下のとおり。</p> <p>【共同調達・一括調達】 事務用什器(書庫、収納棚、会議用テーブルなど)</p> <p>【共同調達・一括調達】 事務用機器(強カバンチ、テブラ、電動消しゴムなど)</p> <p>【共同調達・一括調達】 OA機器(ICレコーダー、ICカードリーダーなど)</p> <p>【共同調達・一括調達、競り下げ】 家電(液晶テレビ、レコーダー、ポットなど)</p> <p>【共同調達・一括調達】 事務用消耗品等(フラットファイルなど296品目)</p> <p>【共同調達・一括調達】 コピー用紙(A3など4品目)</p> <p>【共同調達・一括調達】 ガソリン(バイオガソリンなど2品目)配送</p> <p>【共同調達・一括調達】 速記</p> <p>【共同調達・一括調達】 複写機用消耗品(リコー機器用57品目)</p> <p>【共同調達・一括調達】 複写機用消耗品(ゼロックス機器用16品目)</p> <p>【共同調達・一括調達】 複写機用消耗品(キヤノン機器用15品目)</p> <p>【共同調達・一括調達】 クリーニング</p> <p>【共同調達・一括調達】 テープ起こし</p> <p>【共同調達・一括調達】 図書(政官要覧など4品目)</p>	<p>平成27年度の汎用的な物品購入、役務契約の件数、金額の全体に占める割合は大きいとは言えないものの、例年同様の調達が行われるものが多く、常にコストダウンの取組を実施する必要があると考えられるため。</p>	B	H22	<p>[共同調達・一括調達]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>競争性や経済性を高めるための仕様見直し等を行うことを目的に、関係機関の調達担当者を構成員とする検討会を設置し、調達の改善を推進する。</li> <li>○ 目標実施数 : 14種類のうち調達需要があった案件</li> <li>○ 削減目標金額: 比較可能な物品等を対象に、共同調達・一括調達開始の前年度と比較して約1割程度の削減を目指す。</li> </ul>	H30年3月まで
			<p>[競り下げ]</p> <p>競り下げについては、削減効果が見込まれる家電を対象に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 削減目標金額: 競り下げ開始価格と比較して約1割程度の削減を目指す。</li> </ul>				H30年3月まで	



平成29年度の調達改善計画

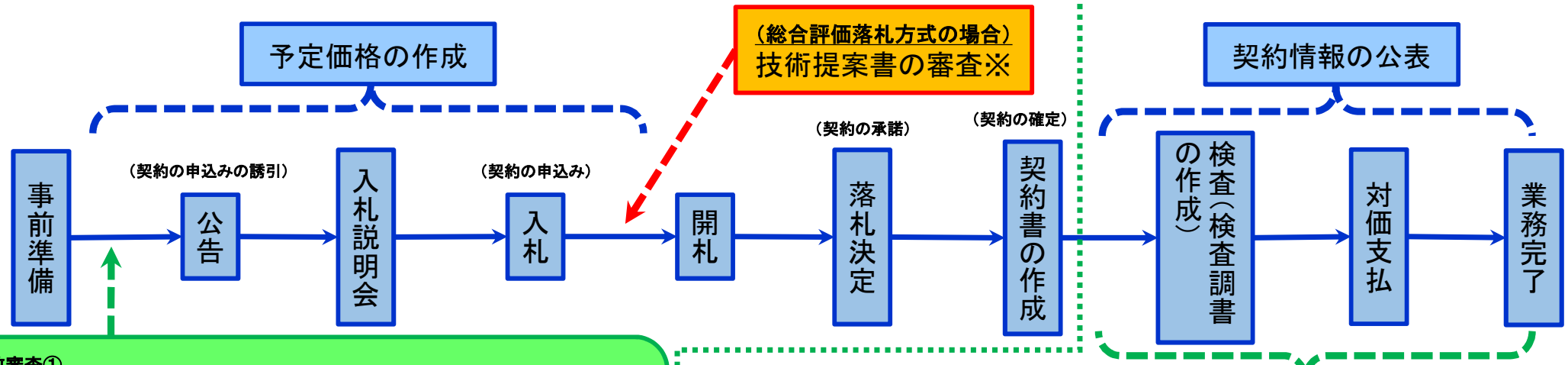
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
	○	2(1)一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化	<p>平成27年度における一者応札・応募案件は345件あり、競争性のある契約のうち約11%を占めていることから、以下の取組を実施することとする。</p> <p>① 競争入札及び企画競争を実施する案件について、手続きを開始する際には前回の同種事業の一般競争入札等において一者応札又は一者応募となった事業について「一者応札・応募の改善チェックリスト」を活用し、競争性を向上させる取組を実施する。</p> <p>② 教育、研究開発等の委託契約のうち、文部科学省の施策目標毎の主要な事業(34事業)に含まれる委託契約について、引き続き審査委員会等により事前審査を行い、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保を図る。なお、審査内容については、契約監視委員会等に報告し、情報共有を図るものとする。(1(5)①の再掲)</p> <p>③ 一者応札・応募になった案件について、応札・応募しなかった業者に対し、その理由を確認するためのアンケート調査又はヒアリングを実施し、一者応札の改善に活用するものとする。</p> <p>④ 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会等による事後検証を行う。</p> <p>⑤ 上記④のうち、公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等は、調達担当局課による点検・見直しの結果を取りまとめて公表するものとする。</p>		A	-	アンケート調査等や外部有識者からの意見聴取を通じて、一者応札・応募の改善に努める。	H30年3月まで
	○	2(2)地方支分部局等における取組の推進	該当なし		-	-	-	-
	○	2(3)電力調達、ガス調達の改善	<p>電力調達、ガス調達の改善 電力の調達、ガスの調達について、一般競争入札により契約を行うことで競争性を高め、調達コスト削減を目指す。</p>		A	H28	一般競争入札により契約を行うことが可能なものがあつた場合には、一般競争入札を実施する。	H30年3月まで

## その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>競争性のない随意契約を行う案件の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」等に照らして、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうかの検証を行うものとする。</li> </ul> <p>検証は、内部監査組織において事前検証を行うとともに、契約監視委員会等において事後検証を行う。</p>	継続
<p>競争性のない随意契約の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記個別案件毎のリスト(随意契約によることとした理由等を含む)を作成し、四半期毎に結果を公表するとともに、省内内部部局及び外局等で情報共有を行うものとする。</li> </ul>	継続
<p>インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を実施し、経費及び事務コストの削減を図る。</li> </ul>	継続
<p>委託事業で取得した物品に係る事務手続の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業で取得した物品について、委託事業終了後の事務手続(所有権移転手続、無償貸付申請に係る承認手続等)についてアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。</li> </ul>	継続
<p>ネットオークションの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットオークションを活用した不要物品の売り払いを引き続き実施する。</li> </ul>	継続
<p>水道料金・ETC料金支払の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の出先施設の水道料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。(※文部科学省の建物は、PFI事業者のとりまとめによる光熱水料の支払が行われているため、クレジットカード決済導入の余地がない)</li> <li>・公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。</li> </ul>	継続
<p>出張旅費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SEABIS(旅費等内部管理業務共通旅費システム)による旅費業務の効率化を推進する。</li> <li>・引き続きアウトソーサーによるチケット等手配業務を活用して割引航空券や出張パック商品等の利用を促進する。</li> </ul>	継続
<p>総合評価落札方式・企画競争</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目、評価基準等の客観性や妥当性の検証を行う。</li> <li>・総合評価落札方式・企画競争について、それぞれの業務マニュアルの更なる充実を図る。</li> <li>・市場化テストを導入する調達案件を対象に、総合評価落札方式の活用に努める。</li> </ul>	継続
<p>国庫債務負担行為の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達コストの低減や契約の適正化を図る観点から複数年契約が適切と認められる案件を抽出し、国庫債務負担行為の適用条件を満たしているか検証を行うなど、国庫債務負担行為の更なる活用に努める。</li> </ul>	継続

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>調達情報の提供・開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規競争参加者の確保を図るため、引き続き、調達予定情報を半期毎にホームページで公表する。</li> <li>・文部科学省の機関に加えて、独立行政法人、国立大学法人等の調達情報を同一サイトに掲載することにより契約の競争性の向上に努める。</li> <li>・契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。</li> </ul>	継続
<p>CIO補佐官の助言の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムの調達に当たっては、仕様等についてCIO補佐官の助言等の活用に努める。</li> </ul>	継続
<p>オープンカウンター方式の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少額の随意契約を行う案件のうち印刷製本を対象に、大臣官房会計課の調達窓口において仕様等を提示し、提出箱に自由に見積書を受付ることとし、競争性、公平性の向上に努める。</li> </ul>	継続
<p>コピー用紙の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両面印刷、集約印刷等を推進し、コピー用紙の削減に努める。</li> </ul>	継続
<p>定期刊行物等の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期刊行物、雑誌、新聞等について、引き続き、調達数量の縮減に努める。</li> </ul>	継続
<p>契約統計に係る集計業務等のアウトソーシング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種契約統計に係る集計業務等のアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。</li> </ul>	継続
<p>予算執行等に係る情報の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算執行に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(H25.6.28閣議決定)に基づき、委託調査費、タクシー代等の執行状況を適時にホームページで公表する。</li> </ul>	継続
<p>省内の有益情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月毎の決算データ及び未執行額等について、定期的に本省内部部局に情報提供を行い、予算の効率的な執行を図る。</li> </ul>	継続

# 「調達の流れ」イメージ (一般競争契約: 青枠のフローは最低価格落札方式での手続きを示しています。総合評価落札方式では、これに加えオレンジ枠のフロー(技術提案書の審査※)を実施しています。)



**事前審査①**  
**【対象】**教育、研究開発等の委託契約のうち、文部科学省の施策目標毎の主要な事業に含まれる委託契約  
**【実施方法】**予算執行の必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の観点で検証  
**【実施主体】**調達担当課が設置する外部有識者で構成する審査委員会等

**事前審査②**  
**【対象】**一般競争入札又は企画競争において、前回の同種事業の入札等において一者応札・応募となった事業  
**【実施方法】**「一者応札・応募の改善チェックリスト」を活用し、競争性確保に努める  
**【実施主体】**調達担当課

**事前審査③**  
**【対象】**競争性のない随意契約や前回の同種事業の入札等において一者応札・応募となった案件を含む契約全般(少額随意契約を除く)  
**【実施方法】**調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうか、一者応札・応募の改善等を検証  
**【実施主体】**内部監査組織

**事後審査①-1**  
**【対象】**物品・役務等に係る契約  
**【実施方法】**原則として四半期毎に会合を開催し、直近の四半期に契約締結されたものから、外部有識者が毎回10件程度を抽出し審査を行う。抽出に当たっては①競争性のない随意契約、②契約の相手方が公益法人、③一者応札・応募となっている案件、④その他に分類して行う  
**【実施主体】**物品・役務等契約監視委員会  
 ※物品・役務等に係る契約の過程及び内容等について学識経験のある者により構成(3名以上)

**事後審査①-2**  
**【対象】**建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る契約  
**【実施方法】**原則として四半期ごとに会合を開催し、直近の四半期に契約締結されたものから、外部有識者が毎回10件程度を抽出し審査を行う。抽出に当たっては、一者応札となったものや高落札率で落札されたもの等を優先する  
**【実施主体】**入札監視委員会  
 ※入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者により構成(3名以上)

**事後審査②**  
**【対象】**一般競争入札又は企画競争を実施した結果、一者応札・応募となった事業  
**【実施方法】**応札又は応募しなかった理由等について、①入札説明会等に参加したが、応札・応募しなかった者、②前年度以前に応札・応募したが、今年度、応札・応募しなかった者、③その他、応札・応募が可能と思われる者を対象にアンケート(ヒアリング)調査を実施  
**【実施主体】**調達担当課

**※ 技術審査に係る公平性、透明性の確保についての取組**

**【審査委員の選定】**

- ・審査委員会は、原則として外部有識者のみで構成することを徹底
- ・審査委員の人数は、原則として5名以上を徹底
- ・審査委員が競争参加者の利害関係者となる場合は、当該提案者の審査を行わない

**【評価項目・評価方法】**

- ・審査に当たっての評価項目は、適切な数の評価項目を設定
- ・採択に当たっての基準を明確にする
- ・各評価項目毎に評価(点数付け)を行う
- ・審査委員間における情報共有を図る